

社会福祉法人あすか福祉会定款（案）

社会福祉法人あすか福祉会定款（平成 29 年 7 月 4 日成立）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 評議員（第 5 条～第 9 条）
- 第 3 章 評議員会（第 10 条～第 15 条）
- 第 4 章 役員及び職員（第 16 条～第 24 条）
- 第 5 章 役員等の損害賠償責任の免除（第 25 条）
- 第 6 章 理事会（第 26 条～第 30 条）
- 第 7 章 資産及び会計（第 31 条～第 38 条）
- 第 8 章 解散（第 39 条・第 40 条）
- 第 9 章 定款の変更（第 41 条）
- 第 10 章 雑則（第 42 条～第 44 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この定款は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 31 条の規定に基づき、この社会福祉法人（以下「法人」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設立の目的）

第 2 条 法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めることを目的とする。

（名称及び主たる事務所の所在地）

第 3 条 法人の名称及び主たる事務所の所在地は、次の表に定めるとおりとする。

名 称	社会福祉法人あすか福祉会
主たる事務所の所在地	奈良県磯城郡川西町大字下永 5 4 3 番 1

（事業の種類）

第 4 条 法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の各号に掲げる社会福祉事業に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 第 1 種社会福祉事業 特別養護老人ホームゆいの里あすか(以下「施設」という。)を経営する事業
- (2) 第 2 種社会福祉事業 老人短期入所事業を経営する事業

第 2 章 評議員

（定数）

第 5 条 評議員の定数は、7 人とする。

(評議員選任・解任委員会)

第6条 法人に評議員選任・解任委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、評議員の選任及び解任の決議を行う。
- 3 委員会の委員(以下この条において「委員」という。)は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 監事のうちの1人
 - (2) 法人の事務局の職員(以下「職員」という。)のうちの1人
 - (3) 外部委員1人(評議員及び役員並びに職員でない者に限る。)
- 4 委員は、理事会が選任する。
- 5 理事会は、評議員の選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案を行う。この場合において、次に掲げる理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該選任候補者が評議員として適任であること。
 - (2) 当該解任に係る評議員が評議員として適任でないこと。
- 6 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合において、第3項第3号の外部委員が出席し、かつ、当該外部委員が賛成しなければならない。
- 7 委員会の運営に関し必要な事項に係る細則は、理事会において定める。

(資格)

第7条 評議員の選任については、社会福祉法第40条第4項及び第5項の規定を遵守するものとする。

- 2 評議員のうち親族等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第6項第1号に規定する親族等をいう。第18条第2項から第4項までにおいて同じ。)の数が評議員の数のうちに占める割合は、3分の1以下でなければならない。

(任期)

第8条 評議員の任期は、当該評議員の選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終の会計年度に係る定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了(前項の終結の時をいう。以下この条において同じ。)の前に退任し、若しくは死亡し、又は解任された評議員の補欠として選任された評議員の任期は、当該退任し、若しくは死亡し、又は解任された評議員の任期の満了までとする。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまでの間、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第9条 評議員については、各会計年度の総額が500,000円を超えない範囲内において、評議員会において別に定める報酬その他費用弁償(以下「報酬等」という。)の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、すべての評議員で構成する。

(決議事項)

第11条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)の選任又は解任に関すること。
- (2) 役員及び評議員に係る報酬等の支給の基準に関すること。
- (3) 役員の報酬等の額に関すること。
- (4) 基本財産の処分又は担保の承認に関すること。
- (5) 事業計画書及び収支予算書の承認に関すること。

- (6) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書をいう。以下同じ。）並びに財産目録の承認に関する事。
- (7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄の承認に関する事。
- (8) 残余財産の処分に関する事。
- (9) この定款の変更に関する事。
- (10) 社会福祉充実計画の承認に関する事。
- (11) 公益事業に係る重要な事項の承認に関する事。
- (12) 法人の解散に関する事。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの定款の規定により評議員会が決議又は承認すべき事項に関する事。

（運営）

第12条 評議員会の開催は、次に定めるとおりとする。

- (1) 定時評議員会は、毎会計年度の6月とする。
 - (2) 定時評議員会以外の評議員会は、必要があると認められる場合とする。
- 2 評議員会の運営に関し必要な事項に係る細則は、理事会において定める。

（招集）

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。この場合において、評議員会を開催しようとする日の5日前までに評議員に対して当該招集の通知をしなければならない。ただし、すべての評議員の同意がある場合には、当該通知を省略することができる。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の開催の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。この場合において、当該評議員会を開催しようとする日の4週間前の日までに請求しなければならない。

（決議）

第14条 評議員会の決議は、評議員（当該決議に係る議決に関し特別の利害関係を有する評議員を除く。次項において同じ。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 次に掲げる事項に係る決議は、前項の規定にかかわらず、評議員の過半数が出席し、3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任に関する事。
- (2) この定款の変更に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令の規定による事項に関する事。

- 3 役員を選任に関する決議は、各役員の候補者ごとに議決を行わなければならない。この場合において、理事又は監事に係る候補者の合計数が第16条第1項に規定する理事又は監事の定数を上回る場合は、それぞれ過半数の賛成を得た候補者のうちから、得票数の多い順に当該定数に達するまでの候補者を理事又は監事に選任するものとする。

- 4 評議員（決議事項に係る議決に関する議決に加わることができる評議員に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により当該決議事項に係る提案に同意の意思表示をした場合は、第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令の規定に基づき議事録を作成しなければならない。この場合において、次に掲げる者が当該議事録に記名押印するものとする。

- (1) 当該評議員会の議長

(2) 当該評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人

第4章 役員及び職員

(役員の数等)

第16条 役員の数等は、次に定めるとおりとする。

(1) 理事は、6人とする。

(2) 監事は、2人とする。

2 理事長は、理事のうちの1人とする。

3 業務執行理事は、理事（理事長を除く。）のうちの1人とする。

(役員を選任等)

第17条 役員は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議により選定する。

(役員資格)

第18条 役員を選任については、社会福祉法第44条第6項及び第7項の規定を遵守するものとする。

2 理事のうち親族等の数が理事の数のうちに占める割合は、3分の1以下でなければならない。

3 監事は、理事（その親族等を含む。）及び評議員（その親族等を含む。）並びに職員を兼ねることができない。

4 監事は、相互に親族等であってはならない。

(理事)

第19条 理事は、法令及びこの定款の規定に基づく職務を執行する。

2 理事長は、法人を代表し、並びに法令及びこの定款の規定に基づく職務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況について、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上理事会に報告しなければならない。

(監事)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令の規定に基づき監査報告を作成するものとする。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第21条 役員任期は、当該役員を選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終の会計年度に係る定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了（前項の終結の時をいう。以下この条において同じ。）の前に退任し、若しくは死亡し、又は解任された理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、当該退任し、若しくは死亡し、又は解任された理事又は監事の任期の満了までとする。

3 任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまでの間、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 役員は、次の各号のいずれかに該当するときには、評議員会の決議により解任されるものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
(報酬等)

第23条 役員については、評議員会において別に定める総額の範囲内において、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第24条 法人に必要な職員を置く。

- 2 施設の長その他重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任し、及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 役員等の損害賠償責任の免除

(損害賠償責任の免除)

第25条 法人は、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第114条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、一般法人法第113条第1項の規定により免除することのできる額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

- 2 法人は、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般法人法第115条第1項の規定に基づき、同項に規定する非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき限定される損害賠償責任の額は、30,000円以上の範囲内であらかじめ定めた額と一般法人法第113条第1項第2号に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事で構成する。

(職務)

第27条 理事会の職務は、次に掲げるとおりとする。ただし、日常の業務として理事会が別に細則で定めるものについては、理事長が専決することができる。この場合において、理事長は、当該専決した事項について理事会に報告するものとする。

- (1) 法人の業務の執行の決定に関すること。
- (2) 理事の職務の執行の監督に関すること。
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職に関すること。

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故あるときは、理事が招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、理事（当該決議に係る議決に関し特別の利害関係を有する理事を除く。次項において同じ。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事（決議に関する議決に加わることができる理事に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により当該決議に係る提案に同意の意思表示をした場合（当該提案について監事が異議を述べた場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該提案を可決する旨の理事

会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令の規定に基づき議事録を作成しなければならない。この場合において、当該理事会に出席した理事長及び監事は、当該議事録に署名し、又は記名押印するものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 法人の資産（以下「資産」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本財産
- (2) その他財産

2 基本財産は、次の表のとおりとする。

区分	所在地	地目又は構造	地積又は面積
土地	奈良県磯城郡川西町大字下永 543 番 1	宅地	967.32 平方メートル
	奈良県磯城郡川西町大字下永 543 番 2	宅地	988.31 平方メートル
	奈良県磯城郡川西町大字下永 543 番 3	宅地	950.50 平方メートル
	奈良県磯城郡川西町大字下永 544 番 1	宅地	644.20 平方メートル
	奈良県磯城郡川西町大字結崎 987 番	宅地	1,444.62 平方メートル
	奈良県磯城郡川西町大字結崎 988 番	宅地	952.06 平方メートル
	奈良県磯城郡川西町大字結崎 989 番 1	宅地	511.24 平方メートル
建物	奈良県磯城郡川西町大字下永 543 番地 1、543 番地 2、543 番地 3、544 番地 1	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建	総床面積2,866.77 平方メートル

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 法人は、基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときには、理事会において理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、奈良県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、奈良県知事の承認を要しない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構（次号において「機構」という。）に対して担保に供する場合
- (2) 機構と協調融資（機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下この号において同じ。）に関する契約を締結した民間の金融機関に対して担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理及び保有株式に関する議決権の行使)

第33条 資産は、理事会が別に定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。
- 3 基本財産以外の資産の現金は、前項の規定にかかわらず、理事会の決議を得て、株式に換えて保管することができる。
- 4 法人が保有する株式（出資を含む。）に係る議決権を行使する場合は、あらかじめ理事

会において理事総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第34条 法人の事業計画書及び収支予算書(以下この条において「書類」という。)は、毎会計年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、並びに理事会において理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。当該書類を変更する場合も同様とする。

2 書類は、当該書類に係る会計年度が終了するまでの間、主たる事務所に据え置き、及び一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 法人の事業報告及び決算は、毎会計年度の終了後、理事長が次に掲げる書類を作成して監事の監査を受けた後、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告に係る附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書
- (5) 貸借対照表及び収支計算書に係る附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定による承認を得た書類(同項第2号及び第5号に掲げる書類を除く。)は、定時評議員会に提出しなければならない。この場合において、同項第1号に掲げる書類については、その内容を報告し、並びに第3号、第4号及び第6号に掲げる書類については、承認を得なければならない。

3 第1項各号(第6号を除く。)に掲げる書類及び監査報告は、前項の定時評議員会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に据え置き、及び一般の閲覧に供するものとする。

4 次に掲げる書類は、当該書類を作成した日から5年間、主たる事務所に据え置き、及び一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 役員及び評議員に係る名簿
- (2) 役員及び評議員に係る報酬等の支給の基準を記載した書類
- (3) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会計処理の基準)

第37条 法人の会計は、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 法人は、予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときには、理事会において理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第39条 法人は、社会福祉法第46条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる事由のいずれかに該当することにより解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散した場合（合併又は破産による解散の場合を除く。）における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

第41条 定款の変更（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、評議員会の決議を得て、奈良県知事の認可を受けなければならない。

2 法人は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときには、遅滞なくその旨を奈良県知事に届け出なければならない。

第10章 雑則

（公告の方法）

第42条 法人の公告は、施設の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行うものとする。

（定款の備置き等）

第43条 この定款は、主たる事務所に備え置き、及び一般の閲覧に供するものとする。

（委任）

第44条 この定款の施行に関し必要な事項に係る細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 中川 美恵子

理 事 中川 雅仁

〃 川合 隆昭

〃 関谷 直

〃 石田 和之

〃 池田 耕作

監 事 川島 康子

〃 小山 隆彦

評議員 松谷 恵一

〃 宮本 順子

〃 宮本 佳余子

〃 殿村 雅弘

〃 御喜田 一也

〃 深田 典子

〃 野木 淳二

附 則

この定款は、奈良県知事の認可の日から施行する。